

# いたばしNo.1 実現プラン検討会設置要綱

(平成30年5月7日区長決定)

## (目的)

第1条 板橋区基本計画のアクションプログラムである「いたばしNo.1 実現プラン」(以下「No.1 プラン」という。)に関する庁内検討及び連絡調整を目的として、「いたばしNo.1 実現プラン検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

## (構成)

第2条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、政策経営部長の職にある者を充てる。
- 3 副会長は、総務部長の職にある者を充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者を充てる。
- 5 前項に掲げる者のほか、会長は必要と認める者を委員とすることができる。

## (所掌事項)

第3条 検討会の所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 庁議の決定に基づく、No.1 プランの策定・改訂等
- (2) (1) にかかる庁内の調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

## (検討会の招集等)

第4条 会長は、必要に応じて検討会を招集し、これを主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長が必要と認めたときは、関係職員を検討会に出席させ、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第5条 検討会の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

## 付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。(組織改正)

(別表)

委員	政策経営部	政策企画課長 創造都市デザイン課 経営戦略課長 財政課長 施設経営課長
	総務部	総務課長 人事課長
	危機管理部	防災危機管理課長
	区民文化部	地域振興課長
	産業経済部	産業振興課長
	健康生きがい部	高齢政策課長
	福祉部	福祉総務課長
	子ども家庭部	子ども政策課長
	資源環境部	環境政策課長
	都市整備部	都市計画課長
	まちづくり推進室	まちづくり調整課長
	土木部	土木計画・交通安全課長
	教育委員会事務局	教育総務課長